

# 広報 JNC-TV

特集号  
発行所 黒埼町役場  
印刷所 共立印刷(株)

## 選挙 啓発号

### (郵便による)

# 不在者投票制度新設 対象 重度身体障害者

選挙人、重度の障害がある人の選挙権行使の手段を拡充するため公職選挙法等の改正により「郵便による不在者投票」の制度ができました。この制度は、昭和五十年三月一日以降の公示または告示される選挙から適用されます。

### 郵便による不在者

### 投票のできる人

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けているもので、次のとおり身体に重度の障害のある選挙人です。  
(1)身体障害者手帳または戦傷病者手帳に次のように記載されている人。  
(2)前記(1)に該当することが手帳の記載によって明らかでないが、知事が前記(1)に掲げる障害と同程度の障害であると認め、書面により証明した人。

種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢もしくは体幹の障害	一級もしくは二級
戦傷病者手帳	心臓・じん臓もしくは呼吸器の障害	一級から三級
戦傷病者手帳	両下肢もしくは体幹の障害	特別項から第二項
戦傷病者手帳	心臓・じん臓もしくは呼吸器の障害	特別項から第三項

### 投票には「郵便投票証明書」が必要です

郵便による不在者投票をするのできる人は、黒埼町選挙管理委員会委員長より「郵便投票証明書」の交付を受けてください。

交付申請は、所定の様式による申請書に本人が署名し、障害者手帳または知事の証明した書面を添付して申請することになっております。受付は昭和五十年一月二十日から「郵便投票証明書」の交付を行っていますので、早めに選挙管理委員会事務局へ申請してください。

### 投票手続きのあらまし

本年四月執行予定の第八回統一

地方選挙から投票できることとなります。その手続きのあらましは次のとおりです。  
(1)投票用紙および投票用封筒の請求  
郵便による不在者投票ができる選挙人は選挙の期日前四日までに申請書に本人が署名し、郵便投票証明書を提示して、黒埼町選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください。この請求は選挙の公示または告示の日前にもできますので、早めに請求してください。  
(2)投票用紙および投票用封筒の交付  
請求を受けた選挙管理委員会は請求した選挙人が、郵便による不在者投票をすることができると選挙人に該当すると認めるときは、直ちに投票用紙等を郵便により交付します。

(3)投票  
投票用紙および投票用封筒の交付を受けた選挙人は、その現住する場所において、投票用紙に自ら当該選挙の候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日および場所を記載するとともに、その表面に署名をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、投票が在中する旨を明記して、早めに黒埼町選挙管理委員会委員長に郵便で送付して下さい。

なお、郵便による不在者投票ができる人と思われる方および家族の方は、早めに選挙管理委員会へ問い合わせなどして準備を進め、貴重な一票をムダにすることなく投票に参加してください。

## 町議会議員

### 立候補予定者の説明会を開催

一、日時 三月二十一日午後一時  
二、場所 黒埼町役場 議場

○立候補者に対して法に規定された事項を周知徹底させておく必要がありまますので、立候補予定者は一人につき二人以内の範囲で出席してください。

○説明する内容

- 1、立候補届の受付順の決定方法
- 2、立候補届出書および添付書類の記載内容、事前審査

- 3、選挙公営物資、各種証明書の交付手続および使用方法
  - 4、選挙運動に関する届出事項
  - 5、選挙運動費用の制限額
  - 6、選挙公報発行条例について
  - 7、その他
- ※立候補の届出の事務を正確、かつ迅速に処理するため、説明会を開催するものであり、あらかじめ交付できる書類は、当日交付します。
- 筆記用具を持参ください。